

## 内容

受理番号:38

コロナ禍をのりこえるためにもジェンダー平等施策を強めることを求める請願

## (請願趣旨)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国民の命や暮らしの基盤のぜい弱さとともに、とりわけ女性の貧困や失業、DV、自殺者の急増など日本のジェンダー施策の遅れを浮き彫りにした。日本は、世界経済フォーラムが毎年発表している男女平等ランキングで、順位が年々下がり、2019年は世界153カ国中121位と過去最低である。

昨年12月、政府の第5次男女共同参画基本計画は、諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を拡げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要があるとした。

今、女性たちは、日本の女性の人権を国際水準に、と求め、誰もが差別されず、尊厳を持って生きられるジェンダー平等社会を求め、#Me Too、#With Youと声を上げている。女性の権利を国際水準に、との願いと運動が高まっている。コロナ禍を乗り越えるためにも、国が雇用や社会保障制度、税金の使い方を抜本的に見直し、ジェンダー施策を強化することが求められる。

日本のジェンダー平等への機運を地方から広げるため、国に対し、次の事項について意見書を提出するよう請願する。

## (請願事項)

- 1 夫婦別姓を選べる制度を取り入れる民法改正を行なうこと。
- 2 女性差別撤廃条約の選択議定書を批准すること。
- 3 女性の貧困やDV対策など国のジェンダー施策を強めること。



請願・陳情の要旨

審査結果	採択
備考	

件名	女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書に関する請願
番号 付託委員会	1第9号 文教委員会付託

(願 意)  
都議会において、国会及び政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書を提出していただきたい。

(理 由)  
女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女性差別撤廃条約」という。）の実効性を高めるために平成11年に国際連合総会で採択され、今年で20年になる。現在では、女性差別撤廃条約の締約国189か国中112か国が選択議定書を批准しているが、日本は批准していない。

選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの手続を定めている。個人通報制度は、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、国内での救済を求める手続が尽くされた後も権利回復が成されない場合に、女性差別撤廃委員会に通報し救済を求めることができる制度である。また、調査制度は、女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約に定める権利の重大又は組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、その調査結果を意見や勧告と共に当該国に送付する制度である。日本は、第4次男女共同参画基本計画で、選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進めるとしている。しかし、日本は各国の男女平等度を示すジェンダー・ギャップ指数が149か国中110位であり、男女平等の実現は、いまだ途上にある。政府の高官によるセクシャル・ハラスメントや大学医学部の入学試験で女性に対して不利な扱いが繰り返されていた事実は、日本における男女差別の根深さを物語っている。日本が選択議定書を批准することは、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩である。

よって、都議会において、国会及び政府に対して選択議定書の早期批准を求める意見書を提出すべきである。

※ 採択されたものについて、要旨を掲載しています。



# 請願 第37号

令和3年3月2日配付

総務常任委員会付託

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出の件

1 受理番号 第37号

2 受理年月日 令和3年2月22日

3 紹介議員 庄本えつこ

4 請願の要旨

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年の国連総会で採択され、2021年1月20日現在、締約国189カ国中114カ国が批准している。

条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めている。女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、同条約選択議定書の批准を重ねて勧告している。

2020年12月、政府の第5次男女共同参画基本計画は、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」とした。この立場に立って政府が直ちに取り組むべきである。

よって、下記事項を内容とする意見書を国へ提出するよう要望する。

記

1 女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准すること。



## 令和 2 年 2 月定例会 請願文書表 総務委員会

＜県民環境部関係＞ 新規分

受理 番号	受 理 年月日	件 名 ・ 要 旨 (紹 介 議 員 氏 名)	提 出 者 住所 氏名
8	令和 2. 2.12	<p>『女性差別撤廃条約選択議定書の批准にむけてのすみやかな検討について』</p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書の批准にむけてのすみやかな検討を求める意見書を国に提出願いたい。</p> <p>(嘉見博之 杉本直樹 西沢貴朗 岡本富治 寺井正邇 重清佳之 岩丸正史 中山俊雄 岡 佑樹 須見一仁 福山博史 井川龍二 喜多宏思 岡田理絵 原 徹臣 岩佐義弘 増富義明 大塚明廣 南 恒生 井下泰憲 山西国朗 北島一人 立川了大 元木章生 白木春夫 庄野昌彦 黒崎 章 高井美穂 山田 豊 達田良子 古川広志 梶原一哉 長池文武 仁木啓人 東条恭子 浪越憲一 扶川 敦 吉田益子)</p>	





(否決)

## 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたい、1985年に国連で採択された女性差別撤廃条約は、1999年、その実効性をより強化するために「調査制度」と「個人通報制度」を定めた選択議定書が採択された。その締約国は今年2月時点で114カ国にのぼっているが、日本はいまだに批准していない。

国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が日本政府に対して行った2009年の総括所見のなかでは、女性差別是正の取り組みを勧告するとともに、選択議定書の批准の検討を求めている。国の「第4次男女共同参画基本計画」（2015年12月）では、同議定書の早期締結について真剣に検討を進めるとしており、参議院においては早期批准を求める請願が繰り返し採択されている。

選択議定書が批准されることにより、同条約に定められた権利侵害について、女性差別撤廃委員会に対して個人または集団が直接通報することができるようになる。また同委員会は、通報についての調査や審議を行い、必要に応じて該当する締約国に対して勧告や見解の提出を求めることができるようになる。

世界のなかで著しくジェンダーギャップ指数が低く、その打開が急務となっているわが国において、「調査制度」と「個人通報制度」を定めた選択議定書の批准は不可欠である。女性差別撤廃条約が実効性を発揮し、多様な性、多様な生き方が守られる社会を実現するために、日本政府が女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を行うように求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月6日

青 森 県 議 会

(第308回定例会・発議第3号・田名部定男外8名提出)



発議案第 4 号

令和 3 年 3 月 22 日

岩手県議会議長 関 根 敏 伸 様  
環境福祉委員会委員長 神 崎 浩 之

ジェンダー平等施策の強化を求める意見書

地方自治法第 109 条第 6 項及び岩手県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、  
標記の意見書案を別紙のとおり提出します。

〔参照〕

令和 3 年 3 月 25 日

衆議院議長 様

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣

(男女共同参画)

盛岡市内丸 10 番 1 号

岩手県議会議長 関 根 敏 伸

ジェンダー平等施策の強化を求める意見書

男女共同参画社会の実現に向け、ジェンダー平等施策を強化するよう強く要望する。

理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、女性の貧困、失業、DV 被害や自殺者の急増など日本のジェンダー平等施策の遅れを浮き彫りにした。

日本政府が男女共同参画を推進している一方で、令和元年 12 月に世界経済フォーラムが公表した、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数によると、日本は世界 153 カ国中、121 位といまだ低い状況にある。

政府も令和 2 年 12 月に策定した第 5 次男女共同参画基本計画の中で、諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を拡げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要があるとしている。

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会の実現が求められる中、ジェンダー平等施策の強化は喫緊の課題である。

よって、国においては、男女共同参画社会の実現に向け、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 夫婦別姓を選べる制度を取り入れる民法改正を行なうこと。
- 2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書を締結すること。
- 3 女性の貧困や DV 対策など国のジェンダー平等施策の強化を図ること。

上記のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。



## 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女子差別撤廃条約」（以下「本条約」という。）が、日本政府により1985年に批准されて以来、四半世紀を経た現在も、女性差別は今なお地域社会や雇用の場等に根深く存在している。

本条約の実効性を高めるため、「女子差別撤廃条約選択議定書」（以下「選択議定書」という。）が、1999年の国連総会で採択され、2000年12月に発効し、現在96カ国が批准している。しかし、日本政府は、「司法権の独立を侵すおそれ」を理由に、いまだに批准していない。経済協力開発機構（OECD）加盟国で批准していないのはアメリカと日本の二国のみであり、2003年夏には、国連女子差別撤廃委員会（以下「撤廃委員会」という。）が日本政府に対し批准を勧告している。また、今年の八月には、第六次政府報告書を審議した撤廃委員会が、女性差別解消に向けた日本政府の取り組みが進んでいないことを厳しく指摘し、日本政府に対し、改めて選択議定書の批准を勧告した。

「世界経済フォーラム」の「世界男女格差報告」2008年版によると、日本の男女格差指数の順位は、130カ国中98位と前年の91位よりさらに後退しており、日本における女性差別の是正が国際的にも極めておくれていることを示している。

選択議定書は、権利の侵害を受けた個人または集団による撤廃委員会への通報制度を定めるなど、女性差別撤廃を促進するために有効な内容を規定しているものであり、日本でも男女共同参画審議会が、「男女共同参画の視点から積極的な対応を図っていく必要がある」と答申に明記し、批准への積極的な姿勢を示しているものである。

政府が男女共同参画社会基本法に「21世紀の最重要課題」と位置付けている理念の実現を推進するため、女性差別撤廃の取り組みの強化を促し、男女共同参画社会の形成を促進する選択議定書の早期の批准が求められている。

よって、国及び政府においては、選択議定書を速やかに批准されるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月15日

宮城県議会議員 畠山 和純

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）

総務大臣

法務大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

あて

掲載日：2020年12月16日

# 意見書（令和2年11月定例会）

[宮城県議会Top](#)／[条例・意見書等](#)

## 女子差別撤廃条約選択議定書の締結に向けた検討の推進を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女子差別撤廃条約」（昭和54年の国連総会で採択、日本の締結は昭和60年）の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が平成11年の国連総会で採択されている。本年9月現在、条約締約国189カ国中114カ国が選択議定書を締結しているが、日本はまだ締結していない。

政府が女性活躍を推進している一方で、昨年12月に公表された各国における男女格差をはかる「ジェンダー・ギャップ指数2020」によると、日本は153カ国のうち121位と、いまだ低い状況にある。

選択議定書が締結されれば、条約締約国の個人又は集団は、条約で保障された権利の侵害を国連の女子差別撤廃委員会に直接申し立てることができる。また、選択議定書には、この申立てを受け、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「意見」、「勧告」を通知する制度が定められている。この「意見」や「勧告」には法的拘束力はないが、国際的な機関による判断は、日本の女性差別の解消に大きな力となるものである。

女子差別撤廃条約の締約国は、「女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかである。

平成28年に日本の条約実施状況を審議した女子差別撤廃委員会をはじめ、平成29年に日本の人権状況の普遍的定期的審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の締結を再度日本政府に求めている。また、政府は第4次男女共同参画基本計画において、

「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」ほか、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」としている。

よって、国においては、日本が男女平等社会を実現するためにも、また、人権先進国として国際社会で信頼されるためにも、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題、個人通報を受け入れる実施体制等の課題を解決されるよう、女子差別撤廃条約選択議定書の締結に向けた検討の推進を強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月16日

宮城県議会議長 石川 光次郎

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） あて



昭和54年、国連は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする女子差別撤廃条約を採択し、我が国は、昭和60年にこの条約を批准した。本年2月現在、189か国が批准している。

さらに平成11年、条約の実効性を強化し女子が抱える問題を解決するために、個人通報制度等を認めた「女子差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で採択され、平成12年12月に発効している。本年2月現在、条約批准189か国中114か国が選択議定書を批准しているが、我が国ははまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約に基づき設置された委員会に通報を行うことができ、当該委員会がこれを審査して通知するという制度である。当該委員会が通報者の人権侵害を認める通知を出したとしても、この通知は当該批准国に対し法的な拘束力を持つものではないが、条約の実施の効果的な担保を図る上で、大切な制度であると考えられる。

このような選択議定書を批准することにより、批准国は国際的な人権基準に基づき女子の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

しかし、我が国は男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2021」が156か国中120位と先進国の中で最低レベルであり、女子に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するための更なる施策の実施が不可欠となっている。

国は、第5次男女共同参画基本計画において「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としており、具体的な取組が急務となっている。

よって、国においては、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 女子差別撤廃条約選択議定書を早期に批准すること。
  - 2 上記選択議定書に関連する国内法を早急に整備すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月14日

埼玉県議会議長 木下 高志

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 様

外務大臣

男女共同参画担当大臣

女性活躍担当大臣